

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第42号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 6 年秋田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の児童福祉施設基準条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の児童福祉施設基準条例」という。）」を加える。

附則第 5 項の見出しを削り、同項中「職員」の次に「（以下この項および次項において「教育保育従事職員」という。）」を加え、「当分」を「令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正後の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、「規定は」を「規定（満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は」

に改め、「改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例」の次に「（次項において「改正前の認定こども園認定要件条例」という。）」を加え、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第4項の見出しを削り、同項中「改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（以下この項および次項において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「保育従事者」の次に「（以下この項および次項において「保育従事者」という。）」を加え、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「同条例」を「改正後の家庭的保育事業等基準条例」に、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の家庭的保育事業等基準条例」という。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

7 保育士又は保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士又は保育従事者の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第3項の見出しを削り、同項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正後の幼保連携

型認定こども園基準条例」という。) 」を加え、「規定は」を「規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は」に改め、「改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「改正前の幼保連携型認定こども園基準条例」という。） 」を加え、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の幼保連携型認定こども園基準条例第8条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育および保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の児童福祉施設基準条例第36条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

9 教育保育従事職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子ども

に対する教育保育従事職員の数に係る部分に限る。) は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。